

## 砺波市農業委員会 7月総会議事録

開催日時 令和3年7月6日(火) 午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 24名

1番	老 健	15番	土田 英雄
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	舘 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
10番	齋藤 徹	24番	前野 久
11番	吉田 一馬	25番	石田 智久
12番	片山 雅喜	26番	飛田 明雄
13番	黒田 英嗣	27番	野原 外茂雄
14番	川邊 孝之	28番	吉田 孝夫

欠席した委員 5名

6番	源通 一郎	22番	宮崎 雄介
9番	堀田 敬三	29番	西原 登
16番	江成 周彦		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

主幹	宮井 輝枝	主査	瀬賀 晶子
----	-------	----	-------

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

## 付議案件

### 議事

- 議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第11号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

### 協議

- 協議第1号 非農地証明書の発行に伴う意見について

### 報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会7月総会」を開会いたします。

平木会長は所用のため少し遅れるとご連絡をいただきましたので、吉田会長職務代理者に、会長がお見えになるまでの進行をお願いしたいと思います。

加えて、本日、津田事務局長は他の公務により欠席のため、代わって私宮井が進めさせていただきます。

それでは、吉田会長職務代理者よろしくお願いします。

議長 (吉田会長職務代理者)

事務局からの指名ですので、私の方で平木会長が来られるまでの進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、只今は23名が出席されています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、砺波市農業委員会会議規則第5条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますが、会長は所用のため遅れるとご連絡をいただきましたので、会長が来られるまでの間を吉田会長職務代理者をお願いいたします。

それでは、よろしくお願いします。

議長 (吉田会長職務代理者)

議事に入ります前に、議事録署名委員の選任を行います。慣例により、私の方で指名させていただいてもよろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 (吉田会長職務代理者)

それでは、議席番号27番 野原 外茂雄委員、議席番号1番 老 健委員をお願いいたします。

続きまして、議事に入ります。議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページ、議案第9号をご覧ください。今月の農地法第3条の

規定による所有権移転許可申請は、2件でございます。

(議案書全件朗読)

1番と2番の譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている許可条件、つまり、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、下限面積要件、地域との調和要件のすべてを満たしております。

1番につきましては、相続人全員が相続放棄した農地で、弁護士が相続財産管理人になっている農地です。このたび、申請地を以前から耕作している農地所有適格法人と農地売買の話がまとまったものです。

2番の譲渡人は他県に住んでおり、離村離農のため農地を手放したいと考えていたところ、譲受人と農地売買の話がまとまったものです。以上です。

議長 (吉田会長職務代理者)

ただ今、事務局より説明のありました議案第9号につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

議長 (吉田会長職務代理者)

1番の案件につきまして、少し補足させていただきます。被相続人には農地を相続する人がおらず、弁護士が相続財産管理人となっていました。このたび、農地を耕作することを目的に、農地所有適格法人の営農組合と農地売買の話がまとまったものです。

議長 (吉田会長職務代理者)

ほかにご質問はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。議案第9号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について、賛成の方は挙手願います。

委 員 (全員挙手)

議長 (吉田会長職務代理者)

全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局

議案書の2ページ、議案第10号をご覧ください。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転用許可申請に対

し意見決定」については、1件です。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の1ページから3ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の指定がある、市街化の傾向が著しい区域に位置しており、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

現在、申請者は家族とアパート暮らしをしておりますが、子供が大きくなり、手狭さを感じております。交通の便や小学校までの距離を勘案して土地を探していたところ、本申請地が見つかったため、自己住宅を建築したく、計画を立てたものです。

今月の「農地法第5条第1項の規定による所有権移転 転用許可申請に対し意見決定」は、計1件、1筆で、348㎡です。以上です。

(以下、平木会長到着により、吉田会長職務代理者と議長を交代)

議長 本日は、所用により会議に遅れて大変申し訳ありません。ここからは、私が議長を務めさせていただきます。

ただ今、事務局より説明のありました議案第10号について、補足説明や、ご質問等がありましたら挙手願います。

ご質問等がないようですので、採決を行います。議案第10号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第11号 事業計画変更の申請に対し意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページ、議案第11号をご覧ください。

今月の「事業計画変更の申請に対し意見決定」については、2件です。

この事業計画の変更は、議案第10号の番号1の転用事業に関わるものです。当該転用事業の申請地は、別の申請者が住宅敷地とすることを目的として、平成13年2月に転用許可を受けた農地でした。議案書3ページの表中の記載は、当時の申請内容になります。当時の申請者が、転用許可を受けた後に、事情により別の場所で居住することとなったため、住宅の建

設は未着工で、転用事業は未完了のままとなっていました。

この度、議案第10号の番号1の譲受人から、当該申請地を譲り受けたいとの申し出があり、譲渡の話がまとまりました。未完了の転用事業の実施主体を変更するべく、農地法令の定めにしたがい、両者の連名によりこの変更申請が行われたものです。転用面積及び転用目的には変更はありません。

続きまして、議案書の4ページをご覧ください。別添の位置図の4ページから6ページまでと併せてご覧ください。

この事業計画の変更は、先月の農業委員会総会にて審議した転用事業に関わるものです。令和3年1月に転用許可を受けた転用事業と一体となつて行われるため、既存地の拡張のための事業計画変更を要するものです。砂利採取全体の一時転用面積は、上段の表にあるように7,348㎡でしたが、下段の表にあるように7,993㎡が増えることにより、合計15,341㎡となるものです。

本来、先月の転用許可申請と併せて審議するべきでしたが、提出書類の不足により、今月の農業委員会総会にて改めて審議するものです。農地転用の許可と事業計画変更の承認は本日、7月6日付けでされる予定です。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました議案第11号について、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　原野委員、どうぞ。

原野委員 　　転用許可日から、何年も経過し、未実施の場合、取り消しになることはないのですか。

事 務 局 　　当事者に許可書をお渡しするときに、工事の進捗状況と完了の報告をお願いしておりますが、取り消しになるという趣旨ではありません。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 　　計画が未実施のままであることは、問題だと思いますので、ご指導をお願いします。

議 長 　　他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので採決を行います。議案第11号 事業計画変更の申請に対し意見決定について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
それでは、協議事項に入ります。  
協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。  
協議事項1号の、非農地証明書の発行に伴う意見について、ご説明いたします。

この度、農業委員会に対し、地目が農地の土地が、非農地に該当することを証明してほしいとの願出が1件ございました。

対象の土地は、議案書5ページのとおりで、459㎡ほか3筆計4筆1,711㎡です。

位置は、別紙の「非農地証明願出地」と右肩に書かれた図面資料をご覧くださいと思います。中央部に申請地がありますが、申請地の西側は和田川共同用水、東側も用水に挟まれた場所で、公図上でも申請地は富山県所有の用水路と筆を分けた箇所もあり、間に宅地を挟む場所となっています。

去る4月20日に、農業委員会事務局において現地を確認しましたところ、地元の自治会長も証明されておりますが、願出地は既に農地に復元することが困難であると認められました。

農地法令上も、「農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるものは、農業委員会が非農地と判断する」こととされています。

従いまして、事務局としては、願出地4筆の地目を非農地へ変更することが相当と判断いたしました。

以上です。

議長 ただ今、事務局より説明のありました協議事項1号について、ご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議 長 片山委員、どうぞ。

片山委員 この申請について、自宅とか蔵を4～5年前に解体された際、地目が田になっている農地があることが分かりました。ここは、区画整理事業から除外された農地で、先代が松等の庭木を植林しており、まるで庭木造園のようになっておりました。この際に地目を整理したいという目的で申請されたものです。

議 長 他にご質問等はございませんか。  
ご質問等がないようですので採決を行います。協議事項1号 非農地証明書発行に伴う意見について、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。  
議 長 続きまして、報告事項に入ります。  
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、  
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号説明)

議 長 ただ今、報告第1号・第2号について事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、報告を受けたということで終わらせていただきます。  
以上をもちまして、本総会に付議された全案件を終了いたしました。これにて閉会いたします

(閉会14:50)

本会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証するため、ここに署名・捺印する。

令和3年7月6日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印